

第5期
鶏卵生産者経営安定対策事業
説明会

一般社団法人 日本養鶏協会

第5期(令和5年度～令和7年度) 鶏卵生産者経営安定対策事業

- 1 鶏卵生産者経営安定対策について
- 2 第4期からの主な変更点について
- 3 申請書等の記入要領について
- 4 今後のスケジュールについて

1-1 鶏卵生産者経営安定対策について

○ 採卵養鶏の経営安定対策

【令和5年度予算概算決定額（所要額）5,174（5,174）百万円】

<対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援するとともに、確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図ります。

<政策目標>

鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内〔毎年度〕）

<事業の内容>

鶏卵生産者経営安定対策

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填します。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

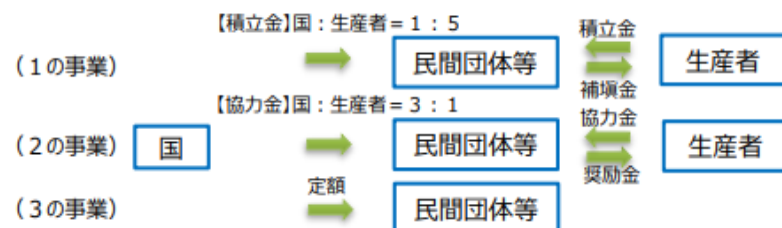
2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対し奨励金を交付します。

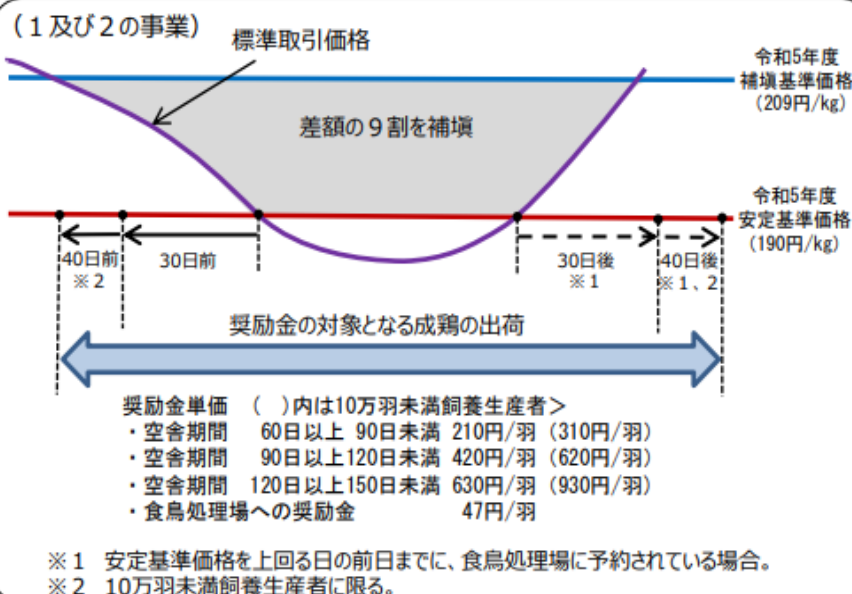
3. 需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



1-2 令和5年度鶏卵生産者経営安定事業に関する基礎情報

1 基準価格

①補填基準価格 209円/kg ②安定基準価格 190円/kg

2 積立金等単価

①積立金単価 1.45 円/kg ②協力金単価 0.10 円/kg

3 手数料等

①手数料 0.08円/kg ②拠出金 0.01円/kg

表 参考 積立金・協力金等の推移(円/kg)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
①積立金単価(円/kg)	4.50	5.50	2.30	1.45
②協力金単価(円/kg)	0.36	0.50	0.195	0.10
③手数料(円/kg)	0.07	0.06	0.06	0.08
④拠出金(円/kg)	0.01	0.01	0.01	0.01
合計(①+②+③+④)	4.94	6.07	2.57	1.64

4 別途納付金単価 4.63 円/kg

5 高卵価月追加積立金単価

月毎標準取引価格	積立金単価
362円以上 367円未満	1円/kg
367円以上 372円未満	2円/kg
372円以上 377円未満	3円/kg
377円以上 382円未満	4円/kg
382円以上	5円/kg

6 令和4年度平均無事戻し額：約1.65円/kg(各契約者の契約状況により上下あり)

2 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業の主な変更点について

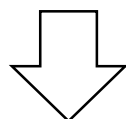
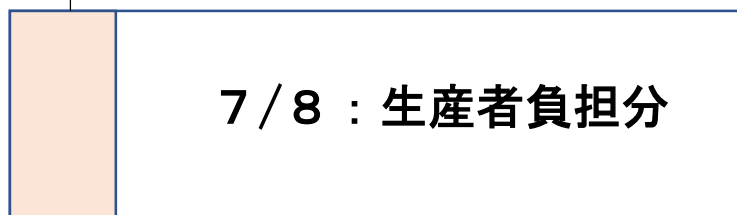
- (1) 価格差補填事業： 国費補助率の引き上げ（1/8から1/6へ変更）
- (2) 成鶏更新・空舎延長事業：
 - ①空舎期間（120-150日未満）とこれに対応した奨励金単価を新設
 - ②再導入のひなが120日齢を超えている場合、空舎期間を当該ひなが120日齢に達した日までに変更
 - ③小規模生産者（10万羽未満）に限り対象とする出荷期間を30日前後から40日前後に拡張
 - ④1月の発動を除外、⑤自然災害等非常時における発動を停止
- (3) 契約数量の算定時、各月の契約数量は、生産実態に合致させるため各月の日数に応じて設定
- (4) 配合飼料価格安定制度への継続加入を要件化
- (5) 「価格差補填交付金対象鶏卵は、生産者が自ら生産する鶏卵とする」旨を改めて記載
- (6) 廃業時返還額の際、算定期間を令和2年度からとし、具体的算定方法を記載
- (7) 無事戻しの際、生産者毎の配分額を算定時、令和4年度以前に造成された支払準備金に相当する別途納付金額を除く
- (8) 申請等の電子化
- (9) 押印廃止を申請書等に反映
- (10) 鶏卵の需給見通し： ①鶏卵の機能性等についての情報発信を追加、②ひなの餌付け羽数調査の精度を向上し、確度の高い需給見通しを作成

2 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業の主な変更点について

(1) 価格差補填事業における国費補助率の引き上げ(1/8から1/6へ変更)

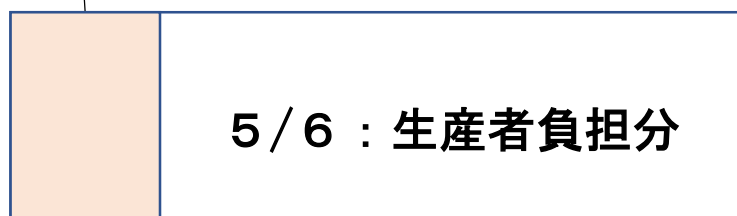
第4期

1/8 : 国庫補助金



令和5年度

1/6 : 国庫補助金



2 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業の主な変更点について

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

① 空舎期間(120-150日未満)とこれに対応した奨励金単価を新設

従来： 業務方法書 別表1の2〔抄〕

(1)協会が、事業に参加した鶏卵生産者に対して奨励金を交付するのに要する経費

奨励金交付対象成鶏1羽当たりの奨励金額は以下のとおり。

空舎期間60日以上90日未満 : 210円以内

空舎期間90日以上120日未満 : 420円以内

ただし、採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の鶏卵生産者については、

空舎期間60日以上90日未満 : 310円以内

空舎期間90日以上120日未満 : 620円以内

令和5年度： 業務方法書 別表1の2〔抄〕

(1)協会が、事業に参加した鶏卵生産者に対して奨励金を交付するのに要する経費

奨励金交付対象成鶏1羽当たりの奨励金額は以下のとおり。

空舎期間60日以上90日未満 : 210円以内

空舎期間90日以上120日未満 : 420円以内

空舎期間120日以上150日未満 : 630円以内

ただし、採卵用成鶏めすの飼養羽数が10万羽未満の鶏卵生産者については、

空舎期間60日以上90日未満 : 310円以内

空舎期間90日以上120日未満 : 620円以内

空舎期間120日以上150日未満 : 930円以内

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

- ② 再導入するひなが120日齢を超えている場合は、空舎期間のカウント方法を当該ひなが120日齢に達した日までに変更（新設）

業務方法書 第2

2 成鶏更新・空舎延長事業 (1) 事業内容

この事業は、加入生産者が、奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に、鶏舎ごとに成鶏を食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）第2条第6号に定める食鳥処理場に出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた後に、ふ化場又は育すう業者（ひなを自家育すうする鶏卵生産者においては、「ふ化場又は育すう業者」を「育すう鶏舎」と読み替えるものとする。（5）のウのcにおいて同じ。）からひなの再導入を行う場合に、当該加入生産者及び当該食鳥処理場に対し、食鳥処理場で食鳥処理された成鶏1羽当たりの奨励金を交付する事業とする。

なお、再導入したひなのうち再導入初日時点の日齢（以下「実日齢」という。）が120日齢を超えているひながいた場合は、原則として、成鶏の出荷終了日から当該ひなのうち最初に120日齢に達した日までの日数を空舎期間とする。

ただし、再導入元のひなの生産及び出荷ローテーションの都合等、やむを得ない事情により、実日齢が121日から125日の範囲内となった場合においては、実日齢を120日齢とみなすことができる。

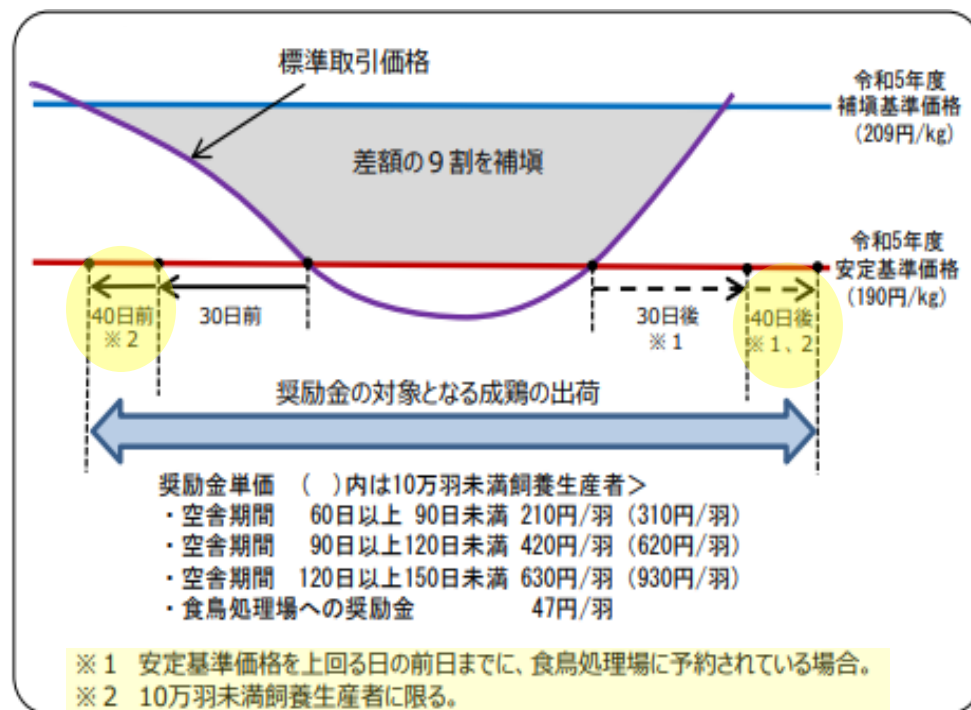
(2) 成鶏更新・空舎延長事業

③ 小規模生産者(10万羽未満)に限り、対象とする出荷期間を拡張

業務方法書第2の2の(3)〔抄〕

(3) 奨励金の対象となる成鶏の出荷期間

奨励金の対象となる成鶏の出荷期間は、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日の30日前から標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を上回る日の前日（当該日まで）に、その食鳥処理について食鳥処理場に申し込んでいる成鶏については、安定基準価格を上回った日から30日後）までとする。



飼養羽数が10万羽未満の加入生産者については、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回る日の40日前から標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を上回る日の前日（当該日まで）に、その食鳥処理について食鳥処理場に申し込んでいる成鶏については、安定基準価格を上回った日から40日後）までとする。

令和5年度新設

2 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業の主な変更点について

(2) 成鶏更新・空舎延長事業

- ④ 1月の発動を除外 (新設)
- ⑤ 自然災害等非常時における発動を停止 (新設)

令和5年度： 業務方法書第2の2の(3)〔抄〕

(3) 奨励金の対象となる成鶏の出荷期間〔抄〕 〔略〕

ただし、1月1日から1月31日までの期間については、標準取引価格（日ごと）が安定基準価格を下回っている場合であっても奨励金の対象となる出荷期間の起点とはしないこととするが、鶏卵価格の継続的かつ大幅な低落が予測される等の理由により事業の実施が必要であると畜産局長が認める場合は、この限りではない。

また、高病原性鳥インフルエンザや自然災害等の発生により鶏卵の供給に支障が生じることが想定されると畜産局長が認める場合は、事業を実施しないこととする。

(3)ー1 契約数量の算定において、各月の契約数量を生産実態に合致させるため、各月の日数に応じて設定

現行： 業務方法書第2の1の(3)キ〔抄〕

- b 飼養採卵鶏1羽当たりの月別契約数量は下記の月別契約数量欄のいずれかによるものとし、1羽当たりの年間契約数量は月別契約数量の12倍とする。

1羽当たり契約数量 (単位：kg)

月別契約数量	年間契約数量
1. 5	18. 0
1. 4	16. 8
1. 3	15. 6
1. 2	14. 4

- c 月別契約数量は、aの飼養採卵鶏の全羽数にbの1羽当たりの月別契約数量を乗じたものとする。年間契約数量は、aの飼養採卵鶏の全羽数にbの1羽当たりの年間契約数量を乗じたものとする。

令和5年度： 業務方法書第2の1の(3)キ〔抄〕

- b 飼養採卵鶏1羽当たりの日別契約数量は下記の1羽当たり日別契約数量の表における、いずれかの区分の数量を選定するものとする。

表 1羽当たり日別契約数量

区分	1羽当たりの日別契約数量 (単位：g/羽)
1	50
2	47
3	44
4	40

- c 各月の月別契約数量は、bで選定した1羽当たりの日別契約数量を用い、以下の数式より算定した数値を小数点以下切り捨てたものとする。

各月の月別契約数量(kg/月)

$$= \frac{1 \text{羽当たりの日別契約数量}^{(注1)} (\text{g/羽})}{1000} \times \text{当該月の実日数(日)} \times \text{採卵鶏羽数}^{(注2)}$$

注1：上記の式において、1羽当たりの日別契約数量(g/羽)/1000の計算を行う場合、小数第3位まで算定。

注2：採卵鶏羽数は100羽未満を四捨五入した数値。

- d 年間の契約数量は、4月から3月までの各月の月別契約数量の合計数量とする。

(3)ー2 契約数量の算定において、各月の契約数量を生産実態に合致させるため、各月の日数に応じて設定
(別途納付金に関する経過措置) ②

令和5年度： 業務方法書第2の1の(4)オ〔抄〕

オ ただし、令和5年度においては、令和4年度から継続して加入している生産者に対しては、令和5年度数量が、以下のa及びbに該当した場合は、エ^{参考1}にかかわらず、別途納付金の納付は求めない。

a 令和5年度数量の算定の際、第2の1の(3)のキの a^{参考2}に基づく 飼養採卵鶏の全羽数は、令和4年度数量を算定する際に使用した数値と同値であること。

b 以下の区分表において、令和5年度と令和4年度が同じ区分であること。

区分表

↓

区分	令和5年度における1羽当たりの日別契約数量 (g/羽)	令和4年度における1羽当たり月別契約数量(kg/羽) (業務方法書(令和3年11月11日一部改正版))
1	50	1.5
2	47	1.4
3	44	1.3
4	40	1.2

参考1：第2の1の(4)

エ 別途納付金の納付条件及び算定方法についての規則

参考2：第2の1の(3)のキ

a 加入生産者の飼養する採卵鶏(以下「飼養採卵鶏」という。)の全羽数を対象とし、100羽未満を四捨五入する。

(4) 配合飼料価格安定制度への継続加入を要件化（新設）

令和5年度： 業務方法書第2の1の(2)〔抄〕

- ウ 本事業において配合飼料を購入している交付対象者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。
- ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない交付対象者及び自給飼料への転換により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある交付対象者については、この限りではない。

(5) 「価格差補填交付金対象鶏卵は、生産者が自ら生産する鶏卵とする」旨を改めて記載

令和5年度： 業務方法書第2の1の(2)〔抄〕

- エ この事業に係る価格差補填交付金の交付対象鶏卵は、鶏卵生産者が自ら生産する鶏卵とする。

2 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業の主な変更点について

(6) 廃業時返還額の際、算定期間を令和2年度から(第4期では、平成29年度から)とする

$$\begin{array}{lcl}
 \text{① 返還額} & = & \begin{array}{c} \text{*1} \\ \text{総積立金} \\ \text{等残額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{*1、*2} \\ \text{当該契約者の積立金等納付総額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{*1、*3} \\ \text{各契約者の積立金等納付総額の合計額} \end{array}} \\
 \\
 \text{② 当該契約者の積立金等納付総額*4} & - & \text{当該契約者への交付総額*4}
 \end{array}$$

◎ 方法書第2の1の(3)のクに定める加入生産者の廃業等の場合は、式の①または②のうち少ない額を返還

- *1 : いずれも事業管理システムにおいて、**廃業日当日**のものとして算出される金額。
また、廃業日時点において、**価格差補填交付金・奨励金の交付が決定されており未交付の場合は、当該交付金に係る価格差補填交付金・奨励金の交付額を上記返還額から控除。**
- *2 : **当該契約者の積立金等納付総額は、令和2年度から事業管理システム上廃業日までの、当該契約者の積立金等納付額（別途納付金は含まない。）の合計。**
- *3 : **各契約者の積立金等納付総額の合計額は、令和2年度から事業管理システム上廃業日当日までの、契約者全員の積立金等納付総額（別途納付金は含まない。）の合計。**
- *4 : **当該契約者の積立金等納付総額及び当該契約者への交付総額は、それぞれ、令和2年度から事業管理システム上廃業日当日までの、当該契約者の積立金等納付総額（別途納付金は含まない。）及び交付総額（被災・廃業による返還金を含む額。）の合計。**

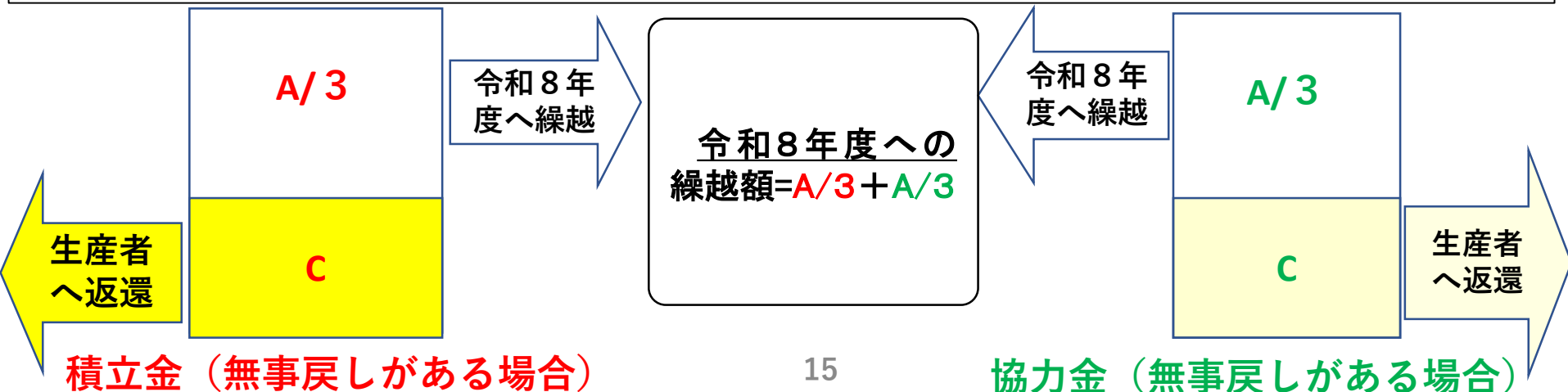
(7)-1 第5期鶏卵生産者経営安定対策事業の積立金または協力金における無事戻し総額
(安定対策事業業務方法書第2の1の(4)のク及び第2の2の(2)のクに基づく返還金) ①

1 積立金の場合

- (1)基本契約期間期間中(令和5～7年度)の積立金等の納付総額: **A**
- (2)期間満了時(令和7年度3月末日)の補填支払準備金総残額: **B**
- (3) 返還する条件 $B \geq A/3$ の場合、無事戻し実施
- (4)生産者への返還総額: $C = B - A/3$
- (5)8年度への繰越額: $A/3$

2 協力金の場合

- (1)基本契約期間期間中(令和5～7年度)の協力金等の納付総額: **A**
- (2)期間満了時(令和7年度3月末日)の奨励支払準備金総残額: **B**
- (3) 返還する条件 $B \geq A/3$ の場合、無事戻し実施
- (4)生産者への返還総額: $C = B - A/3$
- (5)8年度への繰越額: $A/3$



$$\text{生産者へ返還される総額 } C = B - A / 3$$

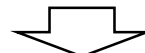
A: 基本契約期間期間中(令和5～7年度)の積立金(協力金)及び別途納付金の納付総額

B: 期間満了時(令和7年度3月末日)の支払準備金総残額



各生産者Xの総納付額 G_X

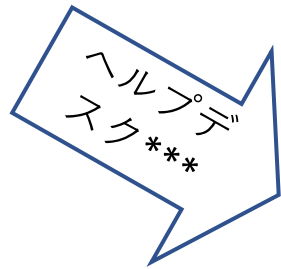
$$\begin{aligned} &= \text{①当該生産者の令和5～7年度の積立金(協力金)の納付総額} \\ &+ \text{②当該生産者の令和5～7年度の別途納付額の総額} \\ &\quad \text{(第4期以前に造成された支払準備金に相当する別途納付金額を除く)} \\ &- \text{③当該生産者の令和5～7年度の被災による返還金の総額} \end{aligned}$$



$$\text{各生産者Xの返還額 } H_X = C \times G_X / \text{各生産者の } G_X \text{ の合計}$$

(8) eMAFF**を活用した鶏卵生産者経営安定対策事業(安定事業)電子申請サービス
各関係者別の利用方法

4月末に操作マニュアルを生産者へ配布



業務委託者*
(地方養鶏協会等)

業務委託契約

一社・日本養鶏協会
安定事業電子申請システム

生産者による直接の申請・報告

生産者*

*gBizID： 上記電子申請サービス利用者は、デジタル庁が運営するgBizIDより、個人アカウント番号及びパスワードを取得する必要がある。

**eMAFF： 農林水産省共通申請サービス。安定事業電子申請サービスにおける申請手段として活用。

***ヘルプデスク： 上記電子申請サービス利用者(生産者等)のパソコン操作を支援するため、協会内に設置。

****パソコン、インターネットを所有していない生産者等： 紙書類(代行納付の場合、要押印)で対応。

別紙様式第 1 号 鶏卵価格差補填等基本契約書

基本契約書は二部提出し提出(一部は後日返却)下さい。
基本契約書の最後にある「契約月日」は記入しないで下さい。

2 箇所以上農場所所有者又は、契約書所在地と農場所所在地が違う場合、本基本契約書及び年次契約書を作成する前に、農場別契約数量内訳表（細則様式 - 1）を作成下さい。

月別契約数量(kg/月)=1羽当たりの日別契約数量(g/羽) ②/1000× 当該月の実日数(日) × 採卵鶏羽数①
注1: 上記の式において、1羽当たりの日別契約数量(g/羽)/1000の計算を行う場合、小数第3位まで算定
注2: 採卵鶏羽数は、下記の例では、①の1,000

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	〇〇年度
採卵鶏羽数（羽） （100羽未満を四捨五入した 数値を記載すること）		1,000①	1,000	1,000
年間の契約数量*1（kg）		17,202	17,155	17,155
月別契約数量*2	4月の月別契約数量(kg)	1,410	1,410	1,410
	5月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457
	6月の月別契約数量(kg)	1,410	1,410	1,410
	7月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457
	8月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457
	9月の月別契約数量(kg)	1,410	1,410	1,410
	10月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457
	11月の月別契約数量(kg)	1,410	1,410	1,410
	12月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457
	1月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457
	2月の月別契約数量(kg)	1,363	1,316	1,316
	3月の月別契約数量(kg)	1,457	1,457	1,457

- ・ 飼養する採卵用成鶏めす羽数の全羽数は、100羽未満四捨五入して下さい。
例：1,049 → 1,000 ①
1,051 → 1,100
- ・ 採卵鶏羽数は、令和5年度の飼養計画（鶏舎の新設による増、使用羽数の減等）を踏まえて記載ください。

年度途中の契約数量変更は不可です。

契約時で、鶏舎に最大で収容可能な羽数を記入下さい。

契約時の鶏舎 収容可能羽数	羽 2,000
------------------	------------

該当する区分に○を記入下さい。

表 1羽当たりの日別契約数量

区 分	1羽当たりの日別契約数量(単位：g/羽)
1	50
②	47 ②
3	44
4	40

○ 基本契約書第1条の2（5万羽以上飼養の生産者の調査協力）、第3条(別途納付金)、第9条(契約数量の変更)及び第13条(手数料及び拠出金の納付)もご一読ください。

2箇所以上農場所有者又は、契約書所在地と農場所在地が違う場合、基本契約書及び本年次契約書を作成する前に農場別契約数量内訳表(細則様式-1)を作成ください。

月別契約数量(kg/月) = 1羽当たりの日別契約数量(注1)(g/羽) / 1000 × 当該月の実日数(日) × 採卵鶏羽数(注2)

注1：上記の式において、
1羽当たりの日別契約数量(g/羽)/1000の計算を行う場合、小数第3位まで算定
注2：採卵鶏羽数は、下記の(2)採卵用成鶏めす飼養羽数等の表に記された数

月別契約数量*2は、上記の式で算定した数値を**小数点以下切り捨て**て記載
例
1,410.11 → 1,410
1,410.67 → 1,410

年間の契約数量*1は、4月から3月までの各月別の契約数量の総和。

基本計画契約書第1条1羽当たりの契約数量の表から選定した1羽当たりの日別契約数量。

(1) 月別契約数量

月別契約数量*2		四半期計
4月の月別契約数(kg)	1,410	4,277
5月の月別契約数(kg)	1,457	
6月の月別契約数(kg)	1,410	
7月の月別契約数(kg)	1,457	4,324
8月の月別契約数(kg)	1,457	
9月の月別契約数(kg)	1,410	
10月の月別契約数(kg)	1,457	4,324
11月の月別契約数(kg)	1,410	
12月の月別契約数(kg)	1,457	
1月の月別契約数(kg)	1,457	4,277
2月の月別契約数(kg)	1,363	
3月の月別契約数(kg)	1,457	
年間の契約数量*1(kg)	17,202	17,202

(2) 採卵用成鶏めす飼養羽数等

採卵鶏羽数*1(100羽未満四捨五入)	1,000羽	備考(注)
契約時の収容可能羽数	2,000羽	
1羽当たりの日別契約数量*2	47g/羽	

年次契約書の最後にある「契約月日」は記入しない。

年次契約書は2部作成し提出(一部は後日返却)

・飼養する採卵用成鶏めす羽数の全羽数(100羽未満四捨五入)
・採卵鶏羽数は、令和5年度の飼養計画(鶏舎の新設による増、使用羽数の減等)を踏まえて記載ください。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート（家畜の飼養・生産）

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。

② 点検は、農業経営全体の状況について行います。（例えば、家畜ごとに点検する必要はありません。）

③ 点検は、次ページの「取組（例）」を参考に自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。

④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合には、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

・ 欄内に○印または✓をご記入ください。

1 家畜排せつ物の遵守 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による環境型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。	チェック欄 ☐
2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	☐
3 家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化またはスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	☐
4 環境関連法令への適切な対応 環境型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	☐
5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	☐
6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	☐

・ 例:「6 新たな発見・情報の収集」を、該当がない項目、実行できない項目として実行できない理由等や改善予定等をご記入ください。

・ 責任者(点検者)の方が、点検日の記入、署名をお願いします。

【該当項目がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など（記入欄）】

点検日 年 月 日

点検者（経営者）

別紙様式第4号 令和〇年〇
月分鶏卵販売実績報告
(鶏卵価格差補填交付金
請求)書

別紙様式第4号

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会 長 殿

加入生産者番号 K
住 所
法人名
氏名又は
法人の代表者名 [押印省略]

- ・ 申請日は、ご記入いただいた日付けで可。
- ・ 加入生産者番号、住所、氏名、報告月の記入をお願いします。

- ・ 1kg未満は、切り捨てです。
例: 1,316.5 → 1,316

- ・ 上段()は、空舎延長事業が発動し、淘汰事業に参加された生産者様のみが算定した上限数量をご記入ください。
- ・ 年次契約書(別紙様式第2号)で締結した「月別契約数量」をご記入ください。

- ・ 月初にお知らせする「1キログラム当たりの補填価格」をご記入ください。

- ・ 販売実績数量については、会計検査院から客観的事実に基づく数量を記載するようよう指導を受けています。販売伝票等の証拠書類に基づく販売実績数量をご記入ください。
- ・ 毎月の報告書の写し及び販売伝票・帳簿・野鳥等の証憑は、7年間保管してください。

令和 年 月分鶏卵販売実績報告(及び鶏卵価格差補填交付金請求)書

このことについて、下記のとおり報告(交付請求書を提出)します。

(単位: kg、円)

鶏卵販売実績		補填金の交付請求			備考
月間契約数量 ①	販売実績 数量 ②	補填単価 (A)	補填対象数量 (B)	補填交付金交付額 (A) × (B)	
() ③ 1,410	1,316	17.1	1,316	22,503	

- 注1: 補填交付金交付額の計算は、補填交付金交付の対象月のみ記入すること。
(ただし、支払準備金が枯渇したときは、補填交付金交付額は0円と記入すること。)
- 注2: 販売実績数量及び補填対象数量の1kg未満の端数は切り捨てで記入すること。
- 注3: 補填対象数量は、契約数量又は販売実績数量のいずれか小さい方を記入すること。
- 注4: 成鶏更新・空舎延長事業に参加申請した加入生産者は、月間契約数量欄の上段()に上限数量を記入し、下段に月間契約数量を記入すること。
- 注5: 成鶏更新・空舎延長事業に参加申請した加入生産者は、参加鶏舎ごとに下記の事項を記入すること。

- ・ 月間契約数量①と販売実績数量②のどちらか小さい方をご記入ください。なお、成鶏更新事業に参加し、上限数量を算定した方は、①、②及び③のうち、一番小さい数値が補填対象数量となります。
- ・ 円未満は切り捨てです。

(単位: 羽)

事 項	記 入 事 項 1	記 入 事 項 2	備 考
参加鶏舎名			
出荷完了年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
出荷羽数	羽	羽	
雛の導入予定/確定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
雛の導入予定/確定羽数	羽	羽	

- ※添付資料
- 1 成鶏更新・空舎延長事業参加(兼奨励金交付)申請書(別紙様式第5号の別紙1)の写し
- 2 成鶏出荷処理証明書(別紙様式第7号が発行できない場合には別紙様式第8号)の写し
- 注6: 導入予定日と実績導入日との間が5日を超える場合は、上限数量を再計算し、鶏卵販売実績報告書を再提出すること。

- ・ 成鶏更新・空舎延長事業が発動し、左記事業に参加されている生産者様のみご記入ください。

細則様式 - 1 (業務方法書別紙様式第2号の農場別内訳)

2箇所以上農場所有者又は、契約書所在地と農場所在地が違う場合、基本契約書及び年次契約書を作成する前に本農場別契約数量内訳表（細則様式 - 1）を作成下さい。

細則様式-1(業務方法書別紙様式第2号の農場別内訳)

一般社団法人 日本養鵜協会 殿

令和 年 月 日

農場別契約数量内訳表

(2箇所以上農場所有者又は、契約書所在地と農場所在地が違う場合にも記載してください)

農場別に記載下さい。

加入生産者番号 K 777777

郵便番号 104-0033 東京都中央区新川 2-6-16

住所 東京都中央区新川 5555

法人名 株式会社 日本養鶏

氏名又は代表者名 代表取締役 東京次郎

電話番号 03-1111-2222

携帯番号 090-777-2222

FAX番号 03-6666-9999

基本及び年次契約書に記載した住所、連絡先情報を記載下さい

各合計値は、契約書の数値と合致することを確認下さい。但し、合計値が、小数点以下の切捨てにより、業務方法書別紙様式第1号及び2号の数値と異なる場合には、その旨備考に記載ください。

養鶏場名	所在地	鶏舎収容 可能 羽数 (羽)	採卵鶏 羽数(羽)	1羽当日別*1 契約数量(g)	年間契約数量(kg) *1、*2	備考
A農場	111-0000 長野県〇市〇町123	2,000	1,000	47	17,202	
B農場	555-0000 千葉県〇市〇町123	3,000	2,000	47	34,404	
合 計		4,000	3,000		51,606	

*1: 1羽当たり日別契約数量、契約対象数量の算定方法は、既提出の当該年度の鶏卵価格差補填等年次契約書の第1条(1)及び(2)のそれぞれ(※1)及び(※2)を参照すること。

*2: 上記*1により計算した数値の、小数点以下を切り捨てること

* 小数点以下3桁まで記載可能

・ 小口販売実績以外の日々の販売数量を記入下さい。
※ 証拠書類が1週間ごと又は10日ごとなどである場合は日ごとに案分せず、該当日に記載ください。
・ 破卵等を販売されている場合を含め、他社仕入れ卵は、除外して記載願います。

・ 別紙様式第4号(鶏卵販売実績報告書)の「販売実績数量」には、最下段の①と②の合計③を記入下さい。
・ ①、②、及び③の各数値の小数点以下は切り捨ててください。

細則様式 - 9
一般社団法人 氏名
令和 年 月 日
加入生産者番号 K

申請日及び報告月を記載ください。

鶏卵販売実績報告書 (月分)

日	販売実績		小口販売実績		合計	
	数量 kg (*1)	金額 (円)	数量 kg (*1)	金額 (円)	数量 kg (*1)	金額 (円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
消費税						
合計 (*2)	①		②		③	

(*1) 小数点第三位まで記載すること(0の場合を含む)。(*2) 当該月の各日の数値を合計した値の小数点以下切り捨てた値を記載すること。

・ 当該実績報告書の様式は養鶏協会のホームページに掲載します。
・ ダウンロードしてご利用下さい。

・ 報告書の金額欄に記載できなかった消費税(外税等)を記入下さい。

・ 庭先販売、ネット販売、自動販売機、道の駅等により直接消費者に販売した実績があれば、記入下さい。

・ 販売実績数量については、会計検査院から客観的事実に基づく数量を記載するよう指導を受けております。

・ 販売伝票等の証拠書類に基づく販売実績数量を記入下さい。

・ 毎月の報告書の写し及び販売伝票・帳簿・野鳥等の証憑は、7年間手元に保管下さい。

・ 小口販売の証拠書類としては、パック卵等の日々の販売個数に当該鶏卵の平均卵重(GP等で毎月1回以上測定した平均卵重)を乗じて算定することが適切と考えております。

4 今後のスケジュール

- ① 3月31日： 農水省が安定対策事業補助金交付等要綱の改正
- ② 4月中下旬：
 - ・ 積立金・協力金・高卵価月追加積立金・別途納付金単価の公表
 - ・ 安定対策事業業務方法書の改正と公表
 - ・ ブロック説明会の開催
- ③ 4月末：
 - ・ 安定対策事業契約関連資料の生産者への配布
 - ・ eMAFFを用いた電子申請システム操作マニュアルの生産者への配布
- ④ 5月～5月末日：
 - ・ 安定対策事業契約書類受付け(電子申請システムによる申請含む)
- ⑤ ～6月末日：
 - ・ 安定対策事業基本契約・年次契約締切の契約締結
- ⑥ 安定対策事業契約締結後一月以内に、第1四半期及び第2四半期の積立金、協力金及び別途納付金の納付

ご清聴 ありがとうございます

一般社団法人 日本養鶏協会